

## 第2回 松川町農業振興会議

・ ゆうきの里を育てよう連絡協議会 次第

日時：令和5年7月31日 正午～午後2時

場所：松川町役場2階 大会議室

1. 意見交換会（昼食をとりながら）
2. 開 会
3. 事業推進状況について
  - (1) 農業振興会議  
地域計画の策定について  
農業法人の設立について（業務推進計画及び定款のパブコメ実施）
  - (2) ゆうきの里を育てよう連絡協議会  
有機農業産地推進事業のについて  
ローカル認証について  
環境型バイオマス施設について  
ライスセンターについて
4. 協議事項  
松川町農業基本計画についてのワークショップ

5. 閉会

※ 次回会議の日程について

農業振興会議 令和5年9月 7 or 13日

有機農業研究会 令和5年9月 14日

松川町農業振興会議・松川町ゆうきの里を育てよう連絡協議会 委員名簿

所属組織等	氏名	該当組織
松川町長	北沢秀公	ゆうきの里
松川町議会総務産業建設委員長	大蔵 洋	農業振興会議
松川町議会議員総務産業建設副委員長	塩澤 貴浩	農業振興会議
松川町農業委員会 会長	松下敏章	農業振興会議・ゆうきの里
松川町農業委員会 会長代理	北沢ひろみ	農業振興会議・ゆうきの里
松川町農業委員会	古谷 はるみ	農業振興会議・ゆうきの里
JAみなみ信州農業協同組合理事	木下 稔	農業振興会議
JAみなみ信州農業協同組合松川支所長	古瀬 聖史	農業振興会議
生産組織の代表 松川ファーマーズクラブ会長	宮澤 明歩	農業振興会議
生産組織の代表 人と自然にやさしい農業連絡会	米山 春彦	農業振興会議
若手農業者の代表 若武者代表	知久 航	農業振興会議
松川町認定農業者連絡会会長	松尾 正宏	農業振興会議
長野県農業経営士協会理事	宮澤 喜好	農業振興会議
長野県法人協会理事	中平 義則	農業振興会議
長野県農業士協会理事	矢沢 樹	農業振興会議
くだもの観光協会会長	代田 文明	農業振興会議
有機農業研究会	山田 正明	農業振興会議
女性農業者の代表 農村女性ネットワーク会長	寺澤 圭子	農業振興会議
女性農業者の代表 JA女性部長	吉沢 良子	農業振興会議
女性農業者の代表 長野県農村生活マイスター	松下 文子	農業振興会議
ゆうき給食とどけ隊会長	久保田純治郎	ゆうきの里
ゆうき給食とどけ隊副会長	牛久保二三男	ゆうきの里
直売所代表 もなりん	松沢 健史	ゆうきの里
松川町教育長	小平 順一	ゆうきの里
学校栄養士 中学校	片桐 美咲	ゆうきの里
学校栄養士 中央小	木下めぐ美	ゆうきの里
学校栄養士 北小	北原 直美	ゆうきの里

所属組織等	氏名	該当組織
町栄養士 保健福祉課	浜岡 翔子	ゆうきの里
町栄養士 保健福祉課	今井奈穂美	ゆうきの里
保育園 こども課（保育園）	遠野 美幸	ゆうきの里
松川町商工会代表	小沢 文人	ゆうきの里
アドバイザー アグロエコロジー研究家	吉田 太郎	元長野県有機農業推進担当
南信州農業農村支援センター係長	木下 倫信	農業振興会議・ゆうきの里
J A松川支所営農課 課長	坂巻 勲	農業振興会議・ゆうきの里
町建設水道課 課長	原 高広	農業振興会議
町建設水道課 主査	後藤 正雄	農業振興会議
町産業観光課 課長	田中 学	農業振興会議・ゆうきの里
町産業観光課農林係 係長	佐々木 静香	農業振興会議・ゆうきの里
町産業観光課農林係 主事	北原 侑佳	農業振興会議・ゆうきの里
町産業観光課農業振興係 係長	宮島 公香	農業振興会議・ゆうきの里
町産業観光課農業振興係 主任	小沢 香織	農業振興会議・ゆうきの里
町産業観光課農業振興係 主事	原 恵	農業振興会議・ゆうきの里
農地利用調整推進員	佐藤 光吉	農業振興会議
農地・経営相談員	下平 隆司	農業振興会議
就農相談員	佐藤 広利	農業振興会議
農業法人推進員	吉川 昭	農業振興会議・ゆうきの里
J A松川支所営農課 営農支援センター	橋場 幸子	農業振興会議

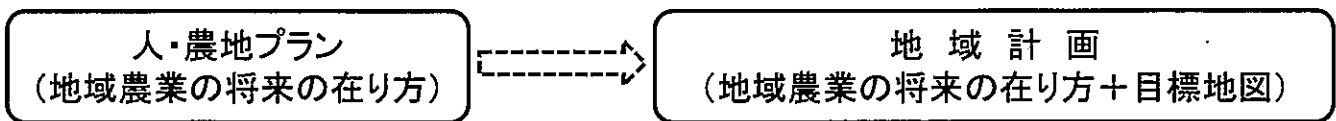
# 人・農地プランから地域計画へ

これまで、地域での話し合いにより、人・農地プランを作成・実行してきていただきましたが、今後、高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、**地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化等に向けた取組を加速化することが、喫緊の課題です。**

このため、①人・農地プランを法定化し、地域での話し合いにより**目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定め**、②それを実現すべく、**地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化等**を進めるため、**基盤法等の改正法が令和4年5月に成立しました。**

これまで**地域の皆様のご努力で守り続けてきた農地を、次の世代に着実に引き継いでいく**ため、農作業がしやすく、手間や時間、生産コストを減らすことが期待できる農地の集約化等の実現に向け、「**将来、地域の農地を誰が利用し、農地をどうまとめていくか**」、「**農地を含め、地域農業をどのように維持・発展していくか**」、若年者や女性を含む幅広い意見を取り入れながら、**地域の関係者が一体となって話し合ってください。**

なお、本マニュアルはあくまで**地域計画の策定のご参考として作成したものであり、これまで地域で取り組んできたやり方に沿って取り組みを進めてくださって結構です。**



## 協議の場における協議事項

協議の場では、**関係者により次の3つの事項を協議**します。

※目標地図の素案が作成されている場合には、素案を用いて協議を行って構いません。

### 1 当該区域における農業の将来の在り方

区域の現状や課題を踏まえ、米から野菜、果樹等の**高収益作物への転換、輸出向け農産物の生産、有機農業の導入等**、地域の実情を踏まえ**目指すべき将来の地域農業**について協議しましょう。

### 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

農地については、今後もできる限り農業上の利用が行われるよう、まずは、**農業振興地域を中心に農業上の利用が行われる農用地等の区域を設定**することを基本としつつ、農業生産利用に向けた様々な努力を払って**もなお農業上の利用が困難である農地\***については、**保全等が行われる区域とする**など、地域の現状や将来の見込みを踏まえて、**地域の農地をどう利用していくべきか**議論しましょう。



※具体例

- ①農業上の利用や農地として維持することが困難な農地であり、粗放的利用や、より省力的で簡易な方法で管理・利用するもの
  - ②山際などの条件の悪い農地であって、農地として維持することが極めて困難であるもの
- などを対象に活性化法に基づき活性化計画を策定して農用地の保全等に取り組む場合も、一体的に議論の場にて議論いただくことで、協議の場を活性化法に基づく協議会として活用することが可能です。

これまでの**人・農地プランの取組**において、これらの事項について、**協議・公表がなされているときは、その結果を地域計画の策定の前提となる協議の結果とみなす**ことができることとしています。

### 3 その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

1、2を基に、10年後の将来の**目指すべき姿**に向け、次に掲げる事項について、協議し、取りまとめましょう。

## 地域計画(人・農地プラン)の策定に向けた工程表

都道府県名	市町村名	対象地区	集落名	2023年		2024年	担当 農業委員	職員主	職員補	
				4.5.6月	7.8.9月					
長野県	松川町	旧大島村	堤原・東浦	話し合い4(ワークショップ)	3.意向調査	4. 目標地図・将来ビジョンの策定の策定	5.認定・広告	宮島公香	小沢香織	
		旧大島村	古町・新井	3.意向調査	4. 目標地図・将来ビジョンの策定の策定	5.認定・広告	松下守委員 米山広敏委員 大島理可委員	佐々木静香	北原侑佳	
		旧生田村	福与地区	3.意向調査	4. 目標地図・将来ビジョンの策定の策定	5.認定・広告	米山孝広委員	小沢香織	原 恵	
		旧大島村	大島区				①説明(地区の決定) 1. 現状把握	齋藤和勇委員	原 恵	佐々木静香
		旧大島村	桑園・西山	①説明(地区の決定) 1. 現状把握	2. 話し合いの実施 8/21予定 3. 意向調査 1筆調査実施	4. 目標地図・将来ビジョンの策定	5.認定・広告	松下敏章委員	原 恵	佐々木静香
		旧上片桐村	上片桐区				①説明(地区の決定) 1. 現状把握	古谷はるみ委員 竹村浩子委員	北原侑佳	宮島公香
		旧上片桐村	中荒町・ 町谷・上 町	①説明(地区の決定) 1. 現状把握	2. 話し合いの実施 8/28予定 3. 意向調査 1筆調査実施	4. 目標地図・将来ビジョンの策定	5.認定・広告	牛久保守委員	北原侑佳	宮島公香
		旧大島村	増野	3. 意向調査	4. 目標地図の策定		5.認定・広告	北沢ひろみ委員	宮島公香	小沢香織
		旧上片桐村	大沢南北	3. 意向調査	4. 目標地図の策定		5.認定・広告	大沢正弘委員 佐々木孝子委員	宮島公香	吉川 昭
		旧生田村	部奈		※ブランド化に向けた話し合いの実施 3.意向調査	4. 目標地区の策定	5.認定・広告	池田 毅委員	宮島公香	原 恵

## 2023～の目標

## 地域計画策定の取組み

- 1.現状把握
- 2.話し合いの実施
- 3.意向調査
- 4.目標地図・将来ビジョンの策定
- 5.認定→公告(県・農業委員会・農地バンクへ報告)

農地・農業経営に関する意向調査票(耕作地用)

地区名

回答日

氏名			生年月日			
住所						
回答者氏名	本人・代理			続柄		
連絡先	自宅電話番号			携帯		
経営の意向	①規模拡大したい      ②現状維持 ③規模縮小      ④自給分のみ残し離農      ⑤完全に離農					
※③～⑤の場合意向の理由	①高齢化      ②後継者不足      ③兼業      ④その他(      )					
裏面農地の主な作目及び農地の利用状況	現状			将来の意向(概ね5年後)		
	水稻	a	WCS	a	水稻	a WCS
	りんご	a	飼育牛	頭	りんご	a 飼育牛 頭
	梨	a	養豚	頭	梨	a 養豚 頭
	もも	a	養鶏	羽	もも	a 養鶏 羽
	ぶどう	a	ヤギ飼育	頭	ぶどう	a ヤギ飼育 頭
	その他果樹	a	以下その他	a	その他果樹	a 以下その他 a
	露地野菜	a		a	露地野菜	a a
	施設野菜	a		a	施設野菜	a a
農業後継者の有無	有・無	農業後継者の氏名		後継者の続柄		
農地に関して困っていることはありますか	<input type="checkbox"/> 困っていない		<input type="checkbox"/> 排水がない		<input type="checkbox"/> 用水がない	
	<input type="checkbox"/> 農道がない		<input type="checkbox"/> 面積がせまい		<input type="checkbox"/> 鳥獣害がある	
	<input type="checkbox"/> 水が出ない時期がある		<input type="checkbox"/> 排水(水はけが悪い)		<input type="checkbox"/> 農道が悪い	
	<input type="checkbox"/> 農地が不整形		<input type="checkbox"/> 日当たりが悪い		<input type="checkbox"/> 農地が点在している	
	<input type="checkbox"/> その他(      )					
農地中間管理事業の内容をご存じですか。				知っている・知らない		

農地ごとの意向についてわかる範囲で教えてください

※農地台帳の情報により記載してあります。足りない場合は追加して記入をお願いします

氏名

地籍・地番	面積 (㎡)	所有者	耕作者	将来の意向(概ね年後)	現在の耕作物	備考(貸す場合の条件や希望、注意点など・水利について)	中間管理事業活用について
				<input type="checkbox"/> 継続して耕作 <input type="checkbox"/> 耕作しない ( <input type="checkbox"/> 貸したい <input type="checkbox"/> 売りたい <input type="checkbox"/> 返したい ) <input type="checkbox"/> すでに耕作していない ( <input type="checkbox"/> ※貸している、 <input type="checkbox"/> 荒れている )	<input type="checkbox"/> 水稲 <input type="checkbox"/> WCS <input type="checkbox"/> りんご <input type="checkbox"/> 梨 <input type="checkbox"/> もも <input type="checkbox"/> ブドウ <input type="checkbox"/> その他果樹 <input type="checkbox"/> 露地野菜 <input type="checkbox"/> 施設野菜 <input type="checkbox"/> その他		<input type="checkbox"/> 活用済 <input type="checkbox"/> 活用したい <input type="checkbox"/> 活用しない <input type="checkbox"/> わからない
				<input type="checkbox"/> 継続して耕作 <input type="checkbox"/> 耕作しない ( <input type="checkbox"/> 貸したい <input type="checkbox"/> 売りたい <input type="checkbox"/> 返したい ) <input type="checkbox"/> すでに耕作していない ( <input type="checkbox"/> ※貸している、 <input type="checkbox"/> 荒れている )	<input type="checkbox"/> 水稲 <input type="checkbox"/> WCS <input type="checkbox"/> りんご <input type="checkbox"/> 梨 <input type="checkbox"/> もも <input type="checkbox"/> ブドウ <input type="checkbox"/> その他果樹 <input type="checkbox"/> 露地野菜 <input type="checkbox"/> 施設野菜 <input type="checkbox"/> その他		<input type="checkbox"/> 活用済 <input type="checkbox"/> 活用したい <input type="checkbox"/> 活用しない <input type="checkbox"/> わからない
				<input type="checkbox"/> 継続して耕作 <input type="checkbox"/> 耕作しない ( <input type="checkbox"/> 貸したい <input type="checkbox"/> 売りたい <input type="checkbox"/> 返したい ) <input type="checkbox"/> すでに耕作していない ( <input type="checkbox"/> ※貸している、 <input type="checkbox"/> 荒れている )	<input type="checkbox"/> 水稲 <input type="checkbox"/> WCS <input type="checkbox"/> りんご <input type="checkbox"/> 梨 <input type="checkbox"/> もも <input type="checkbox"/> ブドウ <input type="checkbox"/> その他果樹 <input type="checkbox"/> 露地野菜 <input type="checkbox"/> 施設野菜 <input type="checkbox"/> その他		<input type="checkbox"/> 活用済 <input type="checkbox"/> 活用したい <input type="checkbox"/> 活用しない <input type="checkbox"/> わからない
				<input type="checkbox"/> 継続して耕作 <input type="checkbox"/> 耕作しない ( <input type="checkbox"/> 貸したい <input type="checkbox"/> 売りたい <input type="checkbox"/> 返したい ) <input type="checkbox"/> すでに耕作していない ( <input type="checkbox"/> ※貸している、 <input type="checkbox"/> 荒れている )	<input type="checkbox"/> 水稲 <input type="checkbox"/> WCS <input type="checkbox"/> りんご <input type="checkbox"/> 梨 <input type="checkbox"/> もも <input type="checkbox"/> ブドウ <input type="checkbox"/> その他果樹 <input type="checkbox"/> 露地野菜 <input type="checkbox"/> 施設野菜 <input type="checkbox"/> その他		<input type="checkbox"/> 活用済 <input type="checkbox"/> 活用したい <input type="checkbox"/> 活用しない <input type="checkbox"/> わからない

## 「農業法人設立に係る」

### 法人定款（案）及び業務推進計画（案）についての意見募集について

令和 5 年 8 月 1 日

#### 1. 意見募集の趣旨

経営農家、就農者の減少が、農林業センサスの調査により顕著に表れています。農業の継続に危険信号が点灯し待ったなしの状況といえます。遊休農地の面積は令和 3 年の調査では 224ha あり、新たな担い手へ優良農地を引き継ぐことができる法人の立ち上げが必要ではないかと、農業振興会議にて話し合いが行われてきました。

令和 5 年 10 月の設立に向け準備を進めておりますが、広く町民の皆様からのご意見をいただき、定款及び事業計画へ反映していきたいと考えておりますので、ご意見をお寄せください。

いただいた意見は、再度農業振興会議にて検討いただき、計画の内容についてはすぐに実行できなくても、将来的に取り組みことが可能な事業であれば盛り込んでいきたいと考えます。

#### 2. 意見の募集期間

令和 5 年 8 月 1 日(火)～令和 5 年 8 月 30 日(木)

#### 3. 施策等の案の公表方法

松川町役場産業観光課、各支所、中央公民館、交流センターみらい

#### 4. 公表資料

1. 法人定款（案）
2. 業務推進計画（案）

#### 5. 意見の提出資格(下記のいずれかに該当する方)

- (1)町内に住所を有する方
- (2)町内に事務所又は事業所を有する方
- (3)町内に存する事務所又は事業所に勤務する方
- (4)町内に存する学校に在学する方
- (5)本町に対して納税義務を有する方
- (6)当該基本方針に利害関係を有する方



## 6. 意見の提出方法

住所氏名を明記し、次のいずれか方法で提出ください。電話でのご意見はお受けできませんのでご了承ください。

### ① 直接持参

(松川町役場産業観光課、各支所、中央公民館、交流センターみらい)

### ② 郵送 (〒399-3304

### ③ 松川町大島 2065-1 番地 交流センターみらい・農業振興係)

### ④ ファクシミリ (0265-48-5233)

### ④ 電子メール (sangyou@town.matsukawa.lg.jp)

※口頭及び電話でのご意見受付はできませんので、ご了承ください。

## 7. 提出意見の取扱

- (1) 提出されたご意見などは考慮して、農業振興会議にて定款及び事業計画等の案をまとめます。
- (2) 提出されたご意見などに対する個別の回答は致しません。
- (3) 提出されたご意見などの概要とそれに対する町の考え方を公表します。
- (4) 提出されたご意見などについては、住所、氏名等個人的な情報を除き、その内容を公表することがありますので、あらかじめご了承ください。

## 8. お問い合わせ

松川町役場産業観光課農業振興係

交流センターみらい

☎0265-34-7066 FAX0265-48-5233

E-mail sangyou@town.matsukawa.lg.jp

10月設立予定、農業法人の設立について

1. 松川町農業法人立上げに至るまでの経過

松川町農業振興会議での検討実施 委員 31名 事務局 14名 (県・JA・町)

R3. 12. 22 農業法人の立ち上げについて 素案の提案 R4に全5回の会議の実施を提案

R4. 1 認定農業者、農業委員会の懇談会中止 (アンケート形式での意見聴取)

R4. 6. 2 第1回 松川町の農業の現状と課題について (意見をもとに協議)

R4. 7. 29 第2回 ワークショップの実施 (5グループに分かれて協議)

R4. 9. 30 第3回 農業法人の方向性について (事業形態のイメージについて協議)

R4. 12. 23 第4回 法人の事業計画書 (案) について協議

R5. 3. 6 第5回 新農業法人の立ち上げについて (4月の立ち上げを10月に変更)

R5. 5. 30 第1回 (R5) 定款 (案)・事業計画 (案の) について

※ 会議記録を添付

2. 設立の目的

生産性の高い優良農地を次世代に繋ぎ、将来にわたり農業の生産基盤の強化を図るとともに、持続可能な農業を推進するため、環境に配慮した生産方式の定着を目指す。また、農業経営の効率化や担い手対策の支援を行い産業の活性化を図る。

3. 事業内容

- ① 耕作放棄農地を中間管理機構を通じて賃貸借しゾーニングを実施。
- ② 2年間の農地管理 (栽培、土づくり・基盤整備・林地化等)
- ③ 農作業受託事業
- ④ モデル産地としてのテスト圃場での育成管理
- ⑤ 農村 RMO (農村型地域運営組織) に取り組む地域支援
- ⑥ その他前各号に掲げる事業に附帯する又は関連する事業

☒ 将来的には地域を町内全域に広げ実施を検討するが、  
当初2年間はモデル地区 (上片桐大沢地区) を選定し農地管理を実施予定。

4. 組織体制

利益の見込める事業ではないと考え、一般社団法人での立ち上げを予定。

	対象者
設立社員 (設立者)	2名 (松川町・JA 南信州)
理事 (3名以上5名以内)	設立者2名

監事（1名～2名）	農業委員会代表・振興会議メンバー内1名～3名 振興会議メンバー内1名から2名
スタッフ	事務局長：産業観光課長 事務員：吉川昭 令和6年採用 1名予定

5. みらい職員（集落支援員）と新農業法人の取り組む事業のすみわけ（当面）

営農支援センター	新 農業法人
農地の賃貸借・売買事業 新) 調査実施（法人と協力して）	調査実施、借り受けて農地管理
農業技術支援（農技連・労働力確保） 新) 農作業（通常の報酬とは別に手当）	農作業の受託作業・農業機械の貸出 農作業（通常報酬とは別に手当）
担い手支援（新規就農・果樹研修生）	

※ 事例1 果樹研修生は3年間の研修後就農予定

- 1年目：法人での農業技術の習得。
- 2年目：研修生が希望する品目を決め、指定農家での研修
- 3年目：自身で管理できる農地にて、栽培管理の開始
- 1～2年の間に農地を選定した際、法人が農地を借りて管理を行う。

※ 事例2 農作業受託の実施

- ・耕作放棄地の管理受託
  - ・生産者管理農地での作業受託
- 実施者：法人職員・みらい職員・研修生・登録農家等

6. 設立までのスケジュール

7月31日	第2回 農業振興会議
8月1日～30日	パブリックコメントの実施 & 法人の名称募集
9月中旬	第3回 農業振興会議
9月30日	法人設立総会
10月～	法人設立（設立登記 10/17）

【募集期間】

令和5年8月1日(火)～令和5年8月30日(木)

農業法人設立に係る法人 定款(案)及び業務推進計画(案)の  
パブリックコメント(意見公募)用紙

氏名	
住所	

あなたが、該当するものに○をつけてください。

( )	町内に住所を有する方	
( )	町内に事務所または事業所を有する方	事業所名:
( )	町内に存する事務所または事業所に勤務する方	所在地:
( )	町内に存する学校に在学する方	学校名: 所在地:
( )	当町に対して納税義務を有する方	
( )	当該計画に利害関係を有する方	利害関係の具体的内容:

【意見等記入欄】

※提出意見の取り扱い

- (1) 提出されたご意見などは考慮して、農業振興会議にて定款及び事業計画等の案をまとめます。
- (2) 提出されたご意見などに対する個別の回答は致しません。
- (3) 提出されたご意見などの概要とそれに対する町の考え方を公表します。
- (4) 提出されたご意見などについては、住所、氏名等個人的な情報を除き、その内容を公表することがありますので、あらかじめご了承ください。

意見の提出はいずれかの方法でお願いします。

- ① 直接持参(松川町役場産業観光課、各支所、中央公民館、交流センターみらい)
- ② 郵送(〒399-3304 松川町大島 2065-1 番地 交流センターみらい・農業振興係)
- ③ ファクシミリ(0265-48-5233)
- ④ 電子メール(sangyou@town.matsukawa.lg.jp)

※口頭及び電話でのご意見受付はできませんので、ご了承ください。

(担当) 松川町役場産業観光課農業振興係  
交流センターみらい  
☎0265-34-7066

松川町農地管理一般社団法人 業務推進計画（案）

【法人は「地域資源管理法」として一般社団法人の非営利型法人を想定】

課題名 解決方策 活動事項	令和5年度 成果目標	重点対 象・地域	令和5年度 活動目標	担当者	関係機関等
<b>1 一般社団法人の設立</b>	法務局登記完了 (10月17日)	松川町		吉川	南信州農業農村支援センター 町農業振興会議 町農業委員会 JA 町農林係 町農業振興係 町営農支援センター
(1)法人登記の推進					
ア 事業計画の検討			事業計画検討3回		
イ 定款の検討			定款検討3回		
ウ 設立総会の開催			設立総会開催及び議事録作成		
エ 登記事務の推進			必要書類を司法書士へ提出		
<b>2 松川町における農地の有効活用推進</b>					
(1)中間管理機構を通じた耕作放棄農地の管理推進	法人管理農地 10筆、1ha	上片桐		吉川、 地区農 業委 員、町 果樹研 修生	南信州農業農村支援センター 町農業振興会議 町農業委員会 JA 町農林係 町農業振興係 町営農支援センター
ア 営農支援センターにおける農地相談情報の共有			情報共有随時		
イ 法人が農地受託するためのルールづくり			ルール検討5回		
ウ 法人管理に向けた現地調査及び判断			相談農地現地調査30か所		
エ 農地管理における協力農家の確保			協力農家候補者選定		
オ 南信州日本なし産地再生プロジェクトに基づくなし植栽の検討			地区農業委員等との植栽検討3回		
カ JAみなみ信州市市田柿生産拡大プロジェクトに基づく市田柿植栽の検討			地区農業委員等との植栽検討3回		
(2)法人による農地管理の実践(果樹園維持・土づく					

り等)				研修 生 協 力 農家	一 地域振興局農 地整備課 町農業振興会 議 町農業委員会 J A 町農林係 町農業振興係 町営農支援セ ンター
ア 果樹園維持のため園 地の草刈り等の実践	果樹園草刈り 等の作業実践 5ヵ所 50a 各ほ場1回の べ5回		果樹園草刈り 等の作業検討 10回		
イ 土づくり事例の展示 による地域波及推進	ライムギ播種 2ヵ所 20a。 ソルゴー及び クロタリア 栽培体系確立		緑肥作付けほ 場検討4回 土壌透水性調 査4ヵ所		
ウ 栽培環境改善に向け た基盤整備の検討	基盤整備に向 けた方針決定 1ヵ所		農地整備課と の現地検討3 回		
エ 南信州日本なし産地 再生プロジェクトに基づ くなし植栽準備実践	ほ場別紋羽病 対策指針検討 3ほ場		枝挿入法検討 3ほ場		
オ 林地化事例の把握	林地化事例集 作成		林地化ほ場事 例聞き取り調 査2回		
カ 担い手への農地引き 渡しシステムづくり	担い手への引 き渡しルール 確定		担い手への引 き渡しルール 検討3回		
(3)園主緊急事態時の農作 業受託及び補助事業申請 手続き等受託		松川町		吉川 果樹 研修 生 協 力 農家	南信州農業農 村支援センタ ー 町農業振興会 議 町農業委員会 J A 町農林係 町農業振興係 町営農支援セ ンター
ア 農作業受託及び作業 実施ルールの作成	農作業受託及 び作業実施ル ールの明文化		農作業受託及 び作業実施ル ールの検討3 回		
イ 農作業の可否決定及 び実践	乗用モア等に よる草刈り実 施5回5ヵ所 50a		受託作業可否 検討10回		
ウ 受託料金徴収及び協 力農家等への支払い	乗用モア等に よる草刈り実 施5回5ヵ所 50a		受託料金の算 定方法検討3 回 協力農家等へ の支払い方法		

			検討4回		
エ 補助事業申請手続き支援			補助事業(南信州日本なし産地再生プロジェクト及び市田柿生産拡大プロジェクト関連等)検討5回		
(4) 農業機械の貸出		松川町		吉川	町農業委員会 JA 町農林係 町農業振興係 町営農支援センター
ア 乗用モア・フレールモア付きトラクター・乗用水田除草機の貸出ルールの確定	農業機械貸出ルールの確定		農業機械貸出ルールの検討4回		
イ 無償及び有償による貸し出し	農業機械貸出実績23回(乗用モア10回、フレールモア10回、水田除草機3回)		貸出ルールの告知を含めた機械貸出の宣伝3回		
(5) 環境に配慮した農業推進のため、試験圃場での栽培管理		上片桐		吉川	南信農業試験場 南信州農業農村支援センター 町農業委員会 JA 町農林係 町農業振興係 町営農支援センター
ア 市田柿テストほ場における環境に配慮した防除体系の確立	次年度試験防除体系確立		防除体系検討5回		
イ 紋羽病対策を考慮した土づくり体系の検討	紋羽病対策緑肥栽培体系試作		環境に配慮した紋羽病対策事例の収集		
(6) 苗木等の育成・販売		上片桐		吉川	JA 町ゆうきの里を育てよう連絡協議会、 南信州農業農村支援センター、 町農林係 町農業振興
ア 南信州日本なし産地再生プロジェクトに基づく苗木生産支援	苗木生産(1,000本)ほ場における緑肥作物栽培10a		なし苗木生産ほ場選定2回 なし苗木栽培体系検討3回		
イ JAみなみ信州市田柿生産拡大プロジェクト	苗木生産(1,000本)ほ		市田柿苗木生産ほ場選定2		

に基づく苗木生産支援	場における緑肥作物栽培 10a		回 市田柿苗木栽培体系検討3回		係 町営農支援センター
ウ 環境に配慮した農業用苗生産の推進	令和6年度用育苗体系確立		育苗品目等検討3回		
<b>3 松川町における集落組織の活性化</b>		上片桐		吉川	町農業委員会、 JA、 南信州農業農村支援センター
(1)農村RMO(農村型地域運営組織)に取り組む地域の支援					町農林係 町農業振興係
ア 農村RMO設立の意向把握及び活動方針決定支援	農村RMOの令和6年度活動計画樹立		RMO聞き取り調査2回 先進地視察1回		町営農支援センター



一般社団法人 「〇〇〇〇〇〇〇〇」定款（案）

## 第1章 総則

（名称）

第1条 当法人は、一般社団法人「〇〇〇〇〇〇〇〇」と称する。

（事務所）

第2条 当法人は、主たる事務所を長野県下伊那郡松川町に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

（目的）

第3条 当法人は、農地を次世代の就農者に繋いでいくため、また環境保全型農業で持続可能な農業を推進することによって松川町農業の更なる発展を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 耕作放棄農地について中間管理機構を通じて賃貸借し、ゾーニング（地域土地利用計画）を実施。
- (2) 2年間の農地管理（栽培・土づくり・基盤整備・林地化等）
- (3) 農作業受託事業（栽培管理等）
- (4) モデル産地としてのテスト圃場での育成管理
- (5) 農村RMO（農村型地域運営組織）に取り組む地域支援
- (6) その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

（公告の方法）

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

（機関）

第5条 当法人は次に掲げる機関を置く

- (1) 社員総会
- (2) 理事会
- (3) 監事

## 第2章 社員（社員とは株式会社における株主の様な人または法人）

（入社）

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、理事会の承認を得るものとする。

（経費等の負担）

第7条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

(退社)

第8条 社員は、社員総会の決議により退社することができる。

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の目的に反する行為をするなど除名すべき正当な事由があるときは、社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

第3章 社員総会

(構成)

第10条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第11条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第13条 社員総会は、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故あるときは、その社員総会において、出席した社員の中から議長を選出する。

(議決権)

第15条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第16条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長は、前項の議事録に署名する。

第4章 役員

(役員)

第18条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上5名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第19条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第19条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠

けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

#### (役員報酬等)

第24条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

### 第5章 理事会

#### (構成)

第25条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### (権限)

第26条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 代表理事の選定及び解職

#### (招集)

第27条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

#### (議長)

第28条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事がこれに当たる。

#### (決議)

第29条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、全員の書面或いは電磁的記録による同意を得たときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 代表理事は、前項の議事録に署名する。

## 第6章 基金

(基金の抛却等)

第31条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 抛却された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

## 第7章 計算

(事業年度)

第32条 当法人の事業年度は、毎年3月1日から(翌年)2月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第33条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第35条 当法人は、剰余金の分配を行わない。



設立時社員 松川町長

設立時社員 みなみ信州農業協同組合 地区代表理事

定款作成代理人

住 所 下伊那郡松川町元大島3826-2

司法書士 矢澤宗彦

## 法人名称募集要項(案)

松川町で10月に設立する一般社団法人の名称を募集します。

### 1 設立する一般社団法人の特徴

- (1) 耕作放棄になりそうな農地を、次世代の担い手に繋ぐため、地域土地利用計画に沿って、中間管理機構を通じて賃貸借し、2年間農地管理を行う。
- (2) 農地管理は草刈りを主体に行うが、必要に応じて伐根し、土づくりのための緑肥栽培等を実施する。
- (3) 必要に応じて農地管理の他に、草刈りを主体とした農作業の受託を行う。
- (4) 持続可能な農業を推進するため、環境保全型農業のモデルほ場を設置し、栽培管理を行う。
- (5) その他上記事業に関連する業務

### 2 名称募集

- (1) 別紙「応募用紙」に「名称」及び「名称に込められた理由や想い」を記入してください。なお、応募に当たっては上記「設立する一般社団法人の特徴」をご覧ください。
- (2) 電子メール、FAX又は郵送で応募してください。

応募期限: 令和5年8月31日(金)まで

応募先: 〒399-3304 下伊那郡松川町大島 2065-1 松川町産業観光課農業振興係あて

FAX 0265-48-5233 Email [sangyou@town.matsukawa.lg.jp](mailto:sangyou@town.matsukawa.lg.jp)

- (3) 応募いただいた名称に係る一切の権利は、松川町に帰属するものとします。



(応募用紙)

## 一般社団法人名称候補応募用紙

氏名

住所

連絡先（電話番号）

( )

E-mail

名 称	名称の理由（意味）
フリガナ 名 称	
フリガナ 名 称	
フリガナ 名 称	
フリガナ 名 称	
フリガナ 名 称	

注) 令和5年8月31日(金) までに松川町産業観光課農業振興係へご応募ください。

〔応募方法〕

FAX 0265-48-5233

E-Mail sangyou@town.matsukawa.lg.jp

〒399-3304 下伊那郡松川町大島2065-1

R5の事業進捗状況について(有機農業産地づくり支援事業)

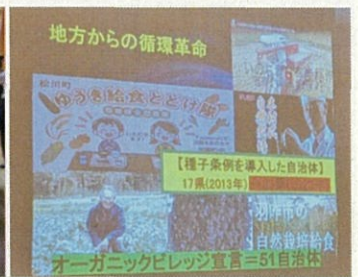
1. 令和5年度 事業進捗状況

国のみどりの食料システム戦略緊急対策支援の有機農業産地づくり支援金を活用し、環境保全型農業の推進を実施しています。

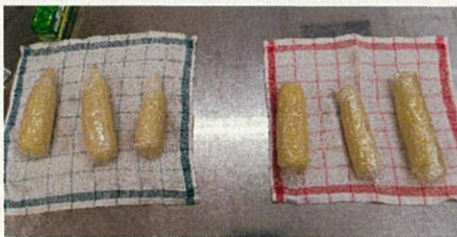
① 消費者向け(講演会・食育の推進)

実施

- ・7/30 午後1:30~3:30 堤未果氏 講演会 参加者約80名  
報道されない食と農の真実~地域を守ると未来が変わる~



継続・味覚(飯田産業センター) & 栄養素調査(メディカル成果物研究所)の実施  
7/18・7/26 トウモロコシ・ジャガイモ・玉ねぎ 調査の依頼



今後

- ・映画「いただきます」1.2の上映会、小中学校及びおひさま、保育士対象上映会に合わせ、オオタ監督の講演会実施。
- ・マルシェへの出展(9/17 若武者マルシェ・名古屋・東京等)
- ・全国オーガニック給食協議会への参加(フォーラムへの参加)  
武蔵野市視察 教育委員会教育支援課 10/10 予定

② 生産者向け(ゆうき給食とどけ隊、実証圃場での研修会実施)

実施・継続

- ・4月~1月まで全12回の研修会を実施。& マニュアル作成  
実証圃場での研修会及び、毎回6時から座学を予定。

講師：公財）自然農法国際研究開発センター

・指導者研修会 2名受講 2年目

※ 4/13.5/18.19.6/1.7/4.10 次回 8/7 の予定です。

・環境保全型農業への取組み支援のための農機具のレンタル

(除草付き田植え機のリース) 6/22 田植え 7/4 除草 7/8 除草 7/10 除草デモ  
機械除草の後の調査実施

(ハンマーナイフモア付きトラクターのリース) 7/27 緑肥の刈込



### ③ 土づくり（育土）について（土壌診断によるこれからの農業について）

実施・継続

・SOFIX 農業推進機構での微生物、炭素量が見える土壌診断。

実証圃場（野菜）9か所。田んぼ3か所。果樹園では、りんごを3圃場、その他の果物で5圃場の全20か所で診断を継続して実施。

7/17 発送 ジャガイモ、玉ねぎ、にんじん、麦、多品目、大豆の圃場

### ④ 生き物調査の実施（環境による生物多様性の状況を知る）

実施・継続

・夏と収穫前 畑での生き物調査。

長ねぎの慣行栽培と、有機栽培（インセクタリアープランツによる生き物の調査）

実施

・小学生による環境調査（田んぼのいきもの調査）7/5 中央小3年生 91名



⑤ 協議会での検討内容

・ 認証制度

県の認証制度について・・・信州の環境にやさしい農産物認証（現在 3 割・5 割削減）  
新たに 10 割削減の認証を検討中

※ 認証の審査のことを考えると、県の認証制度に合わせて、松川独自のシールを作成するのがよい。県の聞き取り調査の際にもそのように伝えています。

南信州での認証について・・・飯田市と一緒に、また北部事務組合での検討  
伊那谷での認証について・・・伊那谷を一体として考え検討。

※ 辰野（ビレッジ宣言）・伊那（伊那谷農業塾）・中川村（給食の研修会）

・ 町独自の認証制度について・・・認証機関をどうするかが課題。食の安全、おいしさを伝える内容としたい（ブランド化）

・ 農業基本計画（農業振興会議でも検討します）

本日、ワークショップを行います

・ 循環型バイオマス施設（草木・生ごみ等をたい肥に・・・酵素を利用した発酵）

大町市の事例・・・生ごみ&牛糞（好気性微生物 HDM システム）

白杵市の事例・・・木質原料&豚糞（6 か月の発酵期間）

バイオ炭（宙炭）の事例・・・微生物を活用した高機能炭

・ 流通加工施設（冷凍・乾燥・真空施設）

・ ライスセンター（個選対応可能）

金芽米の事例・・・学校給食への導入を提案されました。精米を委託するのではなく、機械導入したいと、町長から提案。松本市に精米所あり。

JA ライスセンターの統合・・・

その他・7/28 オーガニック給食を給食現場から進める研修会 ゆうき給食づくり隊

8/13 八ヶ岳地球フェスティバル 新しい時代の村づくり 北沢町長登壇



# 「環境にやさしい農業」への転換推進

有機農業をはじめとした環境にやさしい農業の「実践者」や「農産物」の見える化を推進

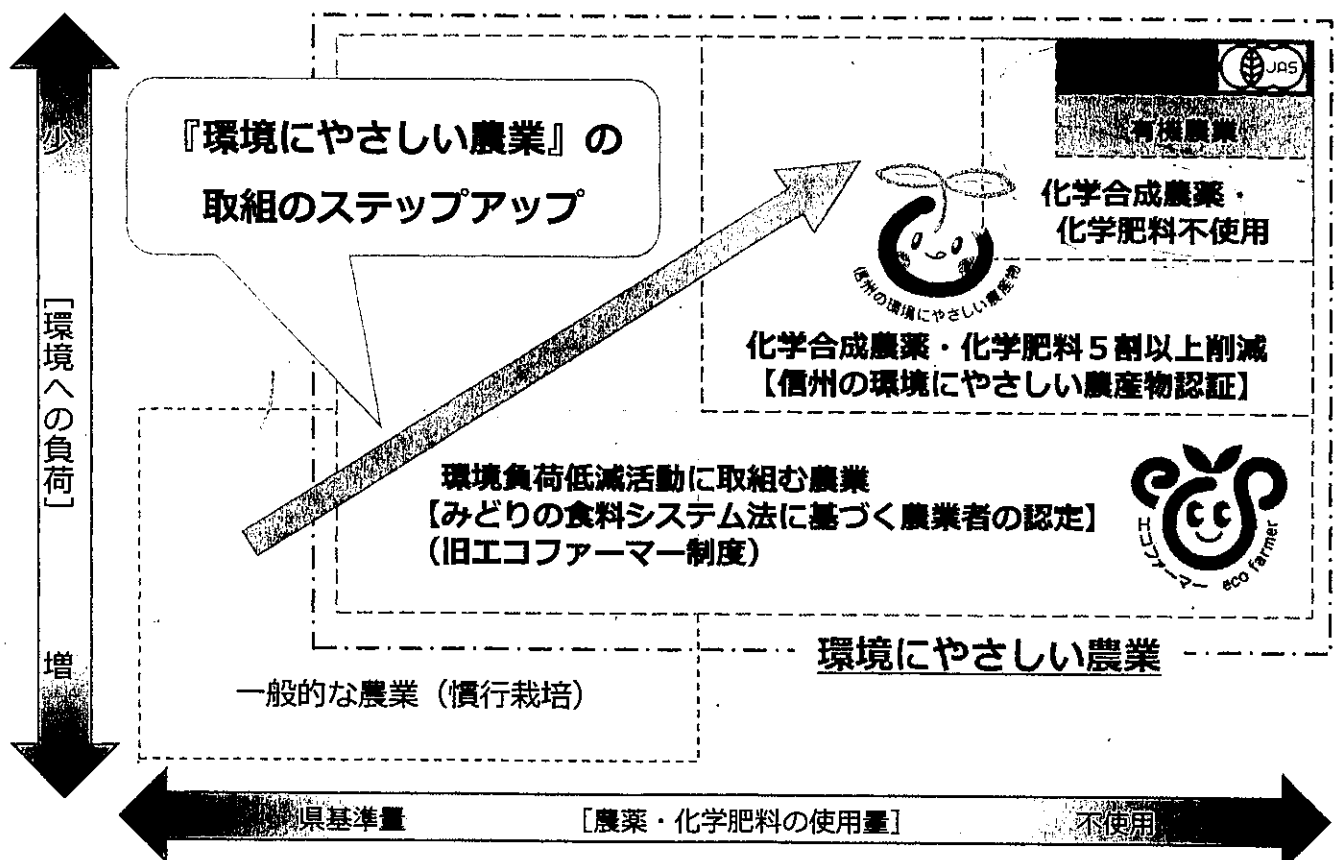
## (1) 既存の認証制度の活用推進

### 【主な認証制度】

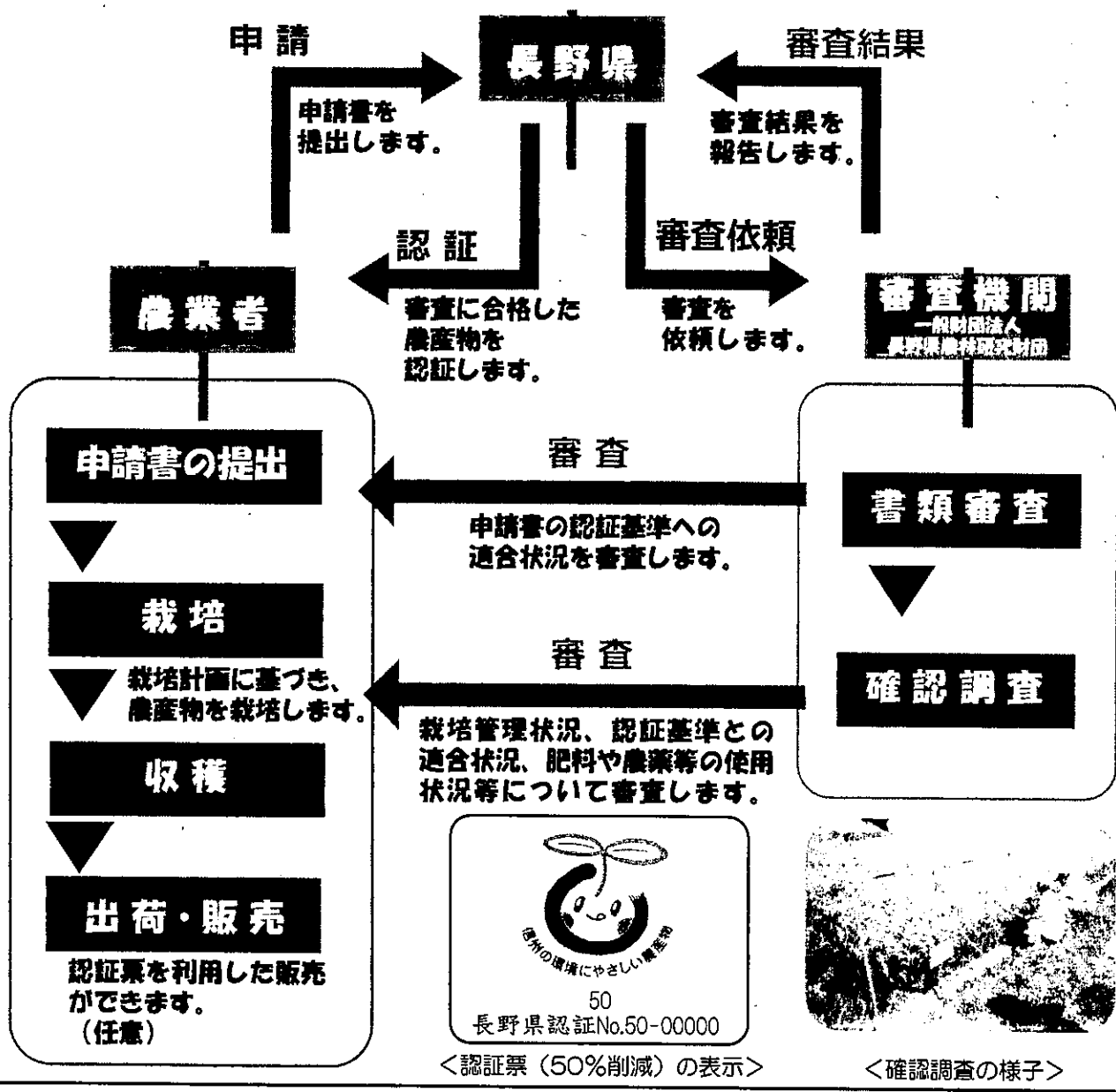
- 「みどりの食料システム法」に基づく農業者認定 ↓ 今のエコファーマーに  
※見直しあり
- 信州の環境にやさしい農産物認証 県独自
- 有機JAS認証 国

## (2) 有機農業に係る新たな認証制度の検討 (化学合成農薬・化学肥料不使用栽培)

# 「環境にやさしい農業」認証等の位置づけ



— 認証のしくみ —



— 認証された農産物にはどんなものがあるの? —

認証を受けた農産物の内容（農業者の氏名、品目、認証番号等）は、長野県のホームページで公開しています。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/nogi/sangyo/nogyo/sedo.html>



— 関連する補助制度「環境保全型農業直接支払交付金」 —

本認証を取得した場合、国の「環境保全型農業直接支払交付金」の要件の1つである「地域の慣行栽培から化学肥料と化学合成農薬を50%以上低減する取組」をクリアしていますので、合わせて申請をご検討ください！！

（※別途交付金に沿った取組の実施が必要です）

<https://www.pref.nagano.lg.jp/nogi/sangyo/nogyo/kankyo-top.html>

→ 「長野県における環境保全型農業直接支払交付金について」をご覧ください。



# 1. 生ごみ資源化方法に関わる資料

大田市

## 1-1 資源化(たい肥化)手法の概要

当社が生ごみ資源化に於いてご提案させて頂く方法はたい肥化です。

たい肥化は生ごみ(有機物)を微生物により発酵させて堆肥を生産しますが、当社が採用している手法は好気性微生物による高度減容発酵分解された堆肥となります。

当社はこの手法をHDMシステムと呼称させて頂いております。

簡潔に表現するならば

微生物コロニー(菌床:副資材に好気性微生物を生息させたもの)を事前に制作し生ごみ(有機物)を投入・攪拌すると24時間で95%程度が発酵分解減容します。残った有機物分(腐植:堆肥成分)5%+副資材細分の10%程度が堆肥となります。

HDMシステムの詳細な内容を記述させて頂きます。(特許より一部抜粋)

### 1) HDM(High Decreasing Microbe-bionic)の構成菌体

構成する微生物は全て好気性微生物です

バチルス・サブチリス(枯草菌)	繊維質を含む有機物全般分解に関与する
ストレプトマイシス(放線菌)	有機物全般分解・病原菌抑制・臭気物質分解に関与
シュードモナス(桿菌)	繊維質・石油系合成物質・キトサン分解に関与
シトファーガ(糸状菌)	繊維質の分解に関与
アスペルギルス(糸状菌)	タンパク質・ペクチン・尿素系農薬分解に関与
ペニシリウム(糸状菌)	脂肪・糖類の分解 病原菌の抑制
リゾプス(糸状菌)	繊維質の分解に関与
ロドシュードモナス(光合成細菌)	アンモニア分解と窒素ガス化・硫化水素分解に関与
ラクトバチルス(乳酸菌)	難分解有機物の可溶化・リン酸カルシウムの利用
バチルス(枯草菌)	有機塩素系農薬・有機リン系農薬分に関与
サッカロマイセス・カンジダ(酵母菌)	生理活性物質の分泌

※有機物全般:炭水化物・タンパク質・脂肪等

繊維質:リグニン・セルロース

### 2)HDMの処理形態

有機物は大きく「易分解性有機物」と「難分解性有機物」に大別される。

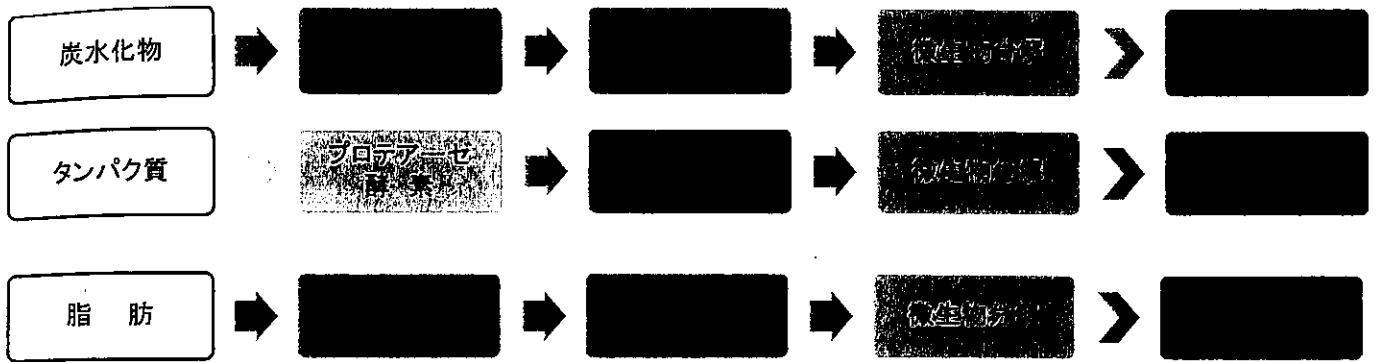
易分解性有機物はHDM菌体に分解され、またHDM菌体が生成した分解酵素によって化学変化し水・炭酸ガス・窒素ガスに分解される。

難分解性有機物はHDM菌体により可溶化され微生物分解される。

一般的な有機物の分解系統は次頁の通りである。



有機物の分解系統

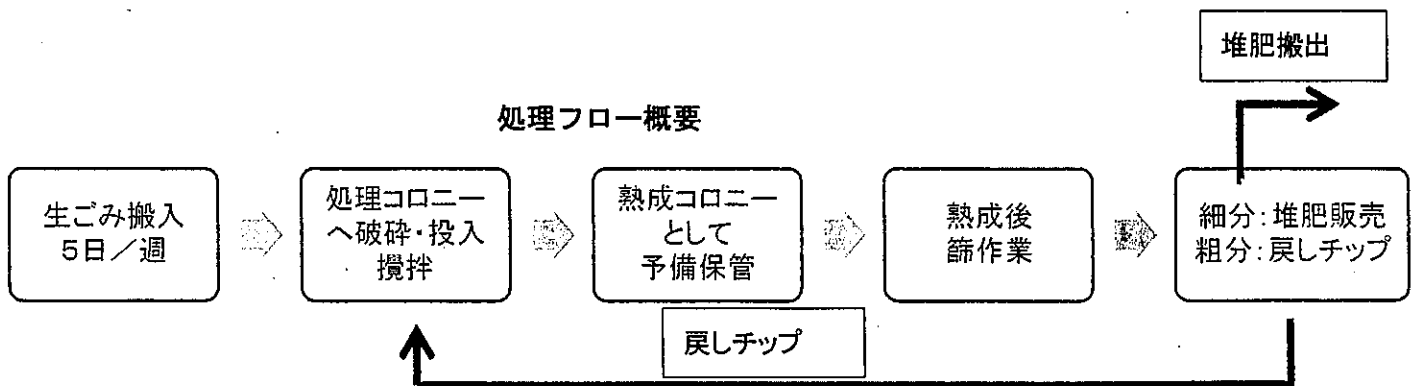


HDM菌体は有機物全般の分解に関与する微生物から構成されており臭気物質に変化する以前に分解するため、臭気抑制が可能である。(コロニーの水分含有量を 25%~40% に確定する事が必須条件)

ちなみに同様な処理形態に排水処理の活性汚泥法があるが、水溶性の有機物を分解するのに約 24 時間と言われている。

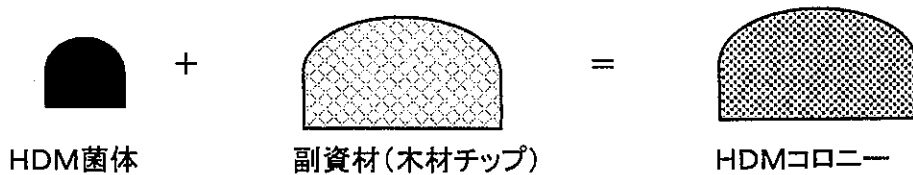
HDM菌体が分解をしていく過程で生成された「生理活性物質・アミノ酸」等を利用し増殖する菌体もあり、微生物相の均衡を保っている。

1-2 たい肥化フロー



また、HDMシステムの有機物処理フローは

事前にコロニーを製作(準備:初回のみ)



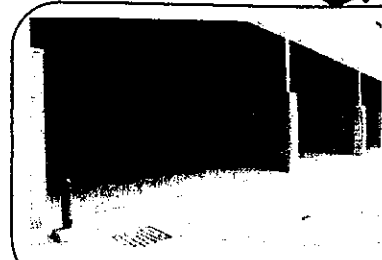
HDMコロニーとは : 副資材(木質資材:チップ、もみ殻、バーク等)にHDM微生物(菌体)を混合し基質(餌となる生ごみ)を投入して一定期間培養し副資材全体に生息した状態をコロニーと呼びます

【「ほんまもん農産物」を収穫する為の、最も最適な完熟堆肥を製造する工程】 **臼杵**



《破砕機・膨潤機》

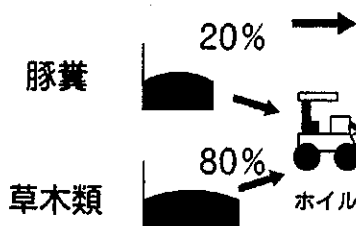
木質原料の堆肥化を促進し草木主体の理想的な完熟堆肥の生産を実現。



《脱臭機  
完熟堆肥  
働きで臭

～ 約6ヶ月間の工程により「うすき夢堆肥」を製造します

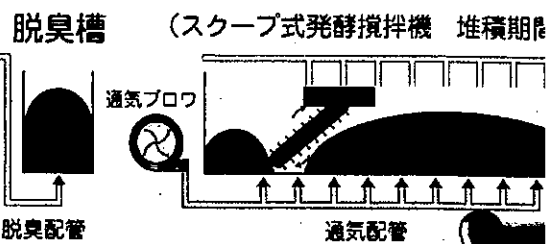
① 原料搬入



② 原料調整槽



③ 一次発酵槽



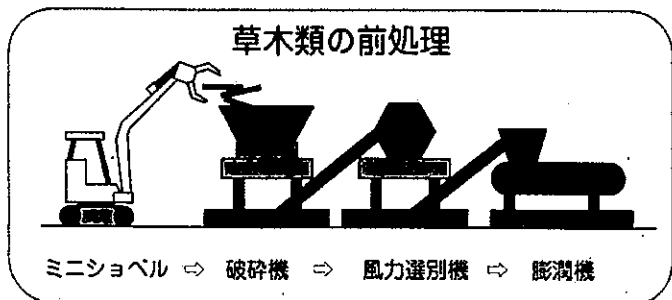
脱臭槽

通気ブロー

脱臭配管

通気配管

ホイールローダー



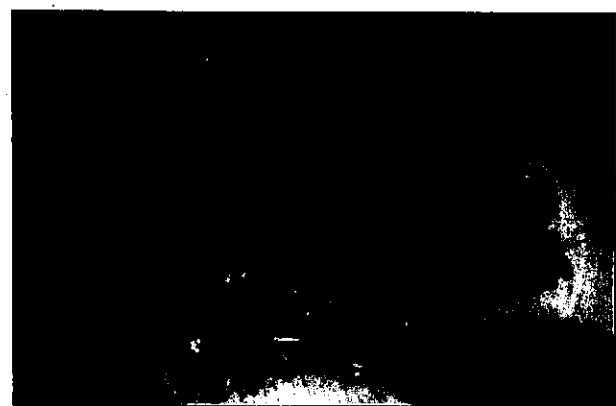
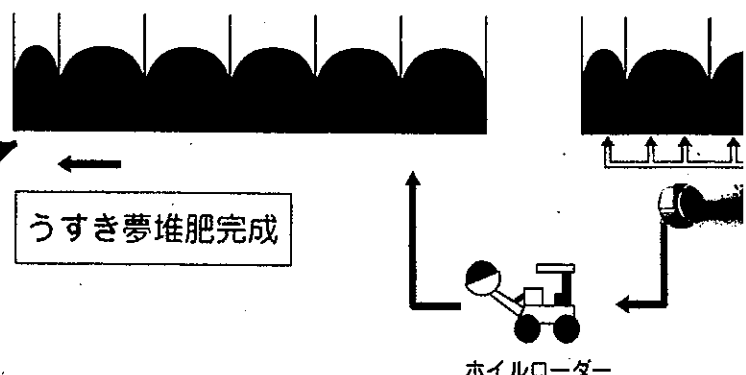
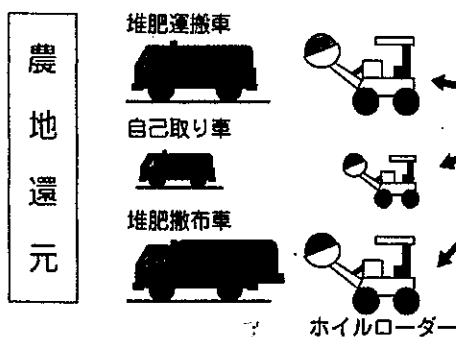
⑤ 熟成槽・ストックヤード

(堆積期間約2ヶ月 1ヶ月に1回切り返し)

④ 二次

(堆積期間約3ヶ月)

⑥ 堆肥搬出



【完熟堆肥の名称】

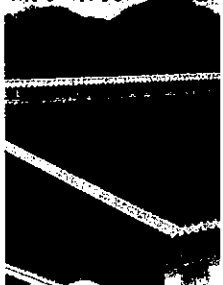
《うすき夢堆肥》

うすきの田畑をよくしようという夢に向かう堆肥です。

命名者 佐藤菜々子さん(臼杵市海添)

《太陽光発電》

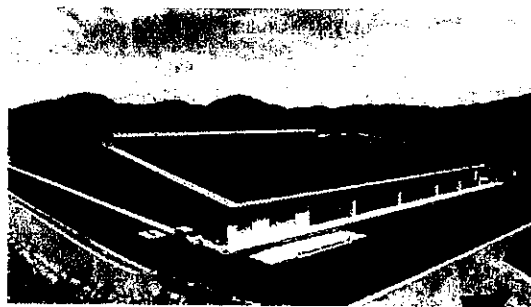
太陽光発電によ約1/2(一般家庭  
賄う環境に配慮)



# 【臼杵市の目指す農業】

## 【土づくりセンター】

従来の廃棄に困って製造されてきた畜産糞尿中心の堆肥ではなく、  
草木類を主原料に熟成させた完熟堆肥を製造します。



- 本物の農作物を育てる土づくり
- 土の生命力の回復
- 土壌微生物の動きを回復
- ミネラル豊富で良質な土

市民のみなさん

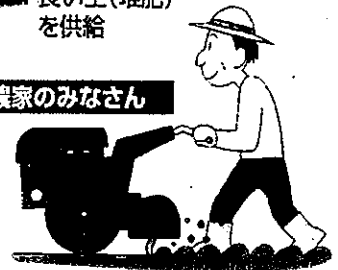


農作物本来の味を知り、  
味わうことができます。

農家から農作物の  
収穫残渣の提供

良い土(堆肥)  
を供給

農家のみなさん



おいしくて安全・安心な  
農作物を提供

～ ほんまもんの農業は土づくりから ～

農業に欠かすことのできない土は、様々な菌や微生物などが無数に存在しています。また、作物が育つためには、チッ素・リン酸・カリなどの要素がバランスよく含まれていなければなりません。本来自然の中で熟成されるべきものです。

農作物は、光のエネルギーを葉から吸収し、チッ素などの要素を根から吸い上げ成長していきます。そこから生まれる農作物がおいしく元気であるためには、土壌がミネラル豊富で健康でなければなりません。

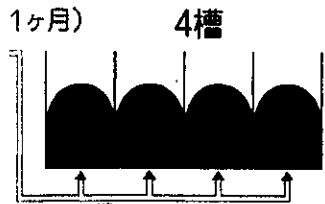
そこで、臼杵市は自然に近い完熟堆肥を人工的に製造し、安全・安心で健全な農業振興を図り「ほんまもん農産物」を収穫することのできる土づくりを進めるための「土づくりセンター」を開設しました。

農家や市民の皆さんには、センターで製造された完熟堆肥を土づくりに使っていただき、

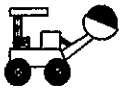
- ①「ほんまもん農産物」の味を知っていただき、
  - ②いつでも「ほんまもん農産物」を食べることができ、
- いつまでも市民が健康でいられるための、「有機の里」づくりを推進してゆきます。

臭気を通し、微生物の  
をなくす。

脱臭槽  
4槽



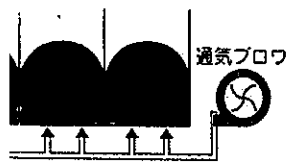
臭配管



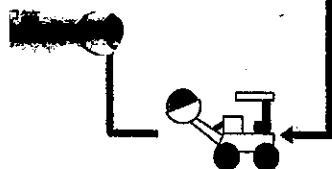
ホイールローダー

浮槽

1ヶ月に1回切り返し移送)



通気ブロー



ホイールローダー

施設の消費電力の  
電力約50軒分)を  
施設です



# 生産者様にとっての“高機能バイオ炭”の導入メリット

減化学肥料と収量向上を両立しながら、さらに脱炭素にも貢献できる

## メリット1

### 有機肥料の肥効向上 追肥でも有機肥料を効率的に利用

有機肥料分解菌(硝化菌叢)を、農地に高速で定着

従来：土づくり5年で  
5%/日の肥料分解率

本品：土づくり1か月で  
40%/日の肥料分解能

## メリット2

### 営農収支向上 減化学肥料、連作障害の抑制

硝化菌叢の活性化・極相化による肥料効率UP/土壤病害抑止

減化学肥料効果※2  
従来比50%削減

連作障害抑制効果※3  
従来比1000倍以上の耐性

## メリット3

### 脱炭素農業実現 カーボンプレジットで新収益

あらゆる農地に利用可能、カーボンプレジットに変換して新たな収益源創出

Jクレジット化可能な  
CO2削減効果  
1~4t/10a ※4

※1：露地キャベツの場合  
※2：ラボ試験にて青枯れ病・フザリウム菌の繁殖抑制を確認

※3：作土層の5%~20%に投入した場合

Confidential

14/18

NEC

## “高機能バイオ炭”を実現する高機能ソイル技術

超良質土壤環境を“創る”世界初のアグリテック※



※農研機構が開発した技術と、弊社独自のバイオ炭処理・微生物培養技術を融合して実現

Confidential

11/18

NEC



2 / 6

# 食で健康

# と環境を守りたい

## 88歳現役社長が見据える、日本の未来

私は昔から金を稼ごうとか、  
 そういう意図で何かをやったことは一度もないです。  
 誰もやらないものをうちがやる。  
 社会が必要としていること。  
 それをやれば社会が安心すること。  
 誰も手をつけていないことをやるのが目的でやってきたのです。



東洋ライス社長  
**雑賀 慶二**

**食の安全と食の安心**  
 食の安全と食の安心は、食の文化の根幹をなす重要な要素です。東洋ライスでは、食の安全と食の安心を第一と捉え、徹底した品質管理と生産者の信頼を確保しています。



2017年、東洋ライス社長、雑賀慶二氏の講演の様子

食の安全と食の安心を第一と捉え、徹底した品質管理と生産者の信頼を確保しています。食の安全と食の安心は、食の文化の根幹をなす重要な要素です。

食の安全と食の安心を第一と捉え、徹底した品質管理と生産者の信頼を確保しています。食の安全と食の安心は、食の文化の根幹をなす重要な要素です。

食の安全と食の安心を第一と捉え、徹底した品質管理と生産者の信頼を確保しています。食の安全と食の安心は、食の文化の根幹をなす重要な要素です。

食の安全と食の安心を第一と捉え、徹底した品質管理と生産者の信頼を確保しています。食の安全と食の安心は、食の文化の根幹をなす重要な要素です。

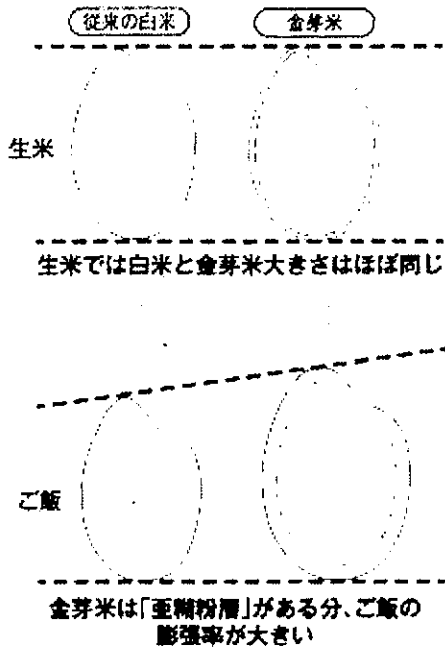


**食の安全と食の安心**  
 食の安全と食の安心を第一と捉え、徹底した品質管理と生産者の信頼を確保しています。食の安全と食の安心は、食の文化の根幹をなす重要な要素です。

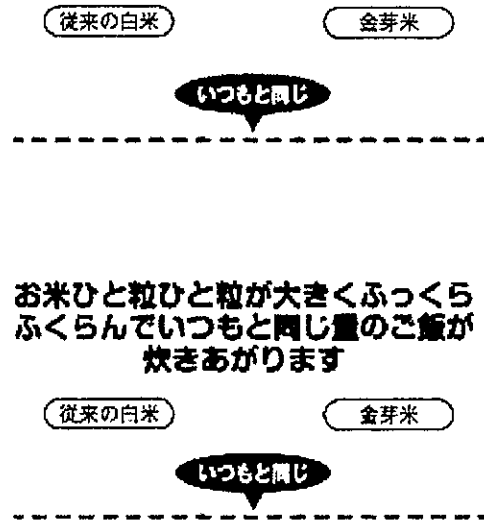
金芽米 金芽米の炊き方 金芽米の保存方法 金芽米の栄養

ご購入はこちら

### 金芽米と従来の白米の炊飯時の違い



### 水加減は、いつもと同じで

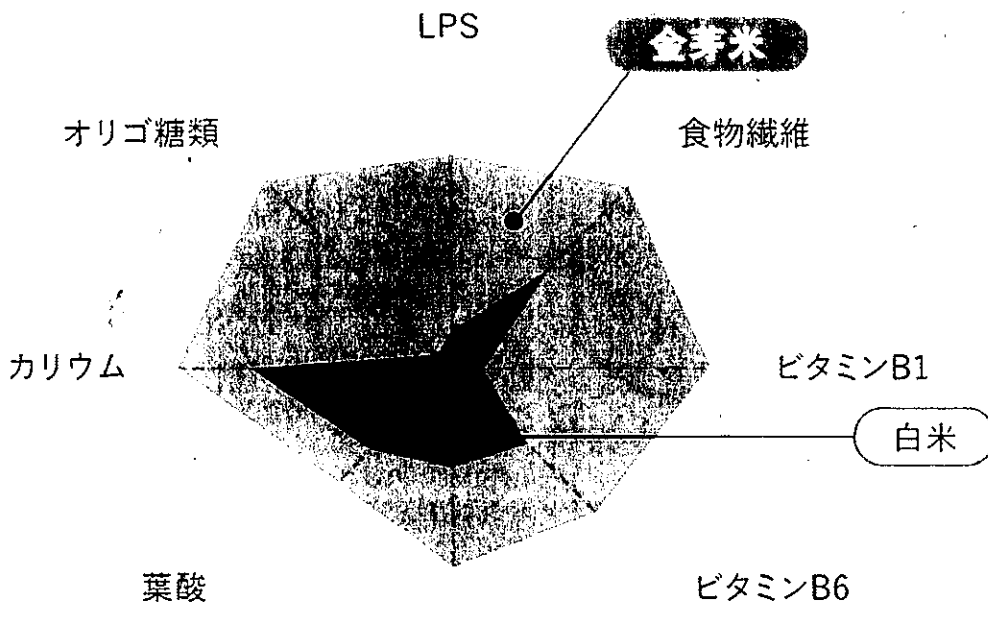


お米ひと粒ひと粒が大きくふっくら  
ふくらんでいつもと同じ量のご飯が  
炊きあがります

※炊きあがり量は、炊飯方法によって異なります。

### メリット2 玄米の栄養が残っている

金芽米には玄米の栄養が残っているので、毎日のご飯を金芽米に替えるだけで、家族みんなの栄養バランスがアップします。



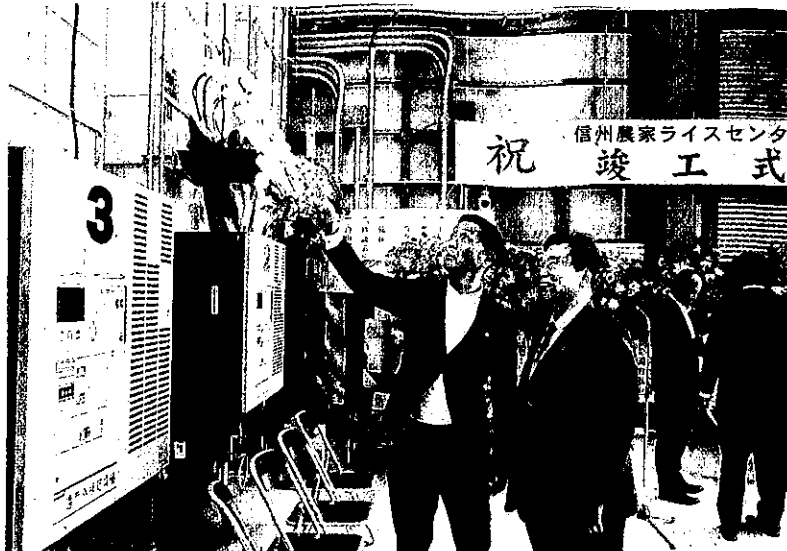
# 信越

情報提供はこちらへ

信越支局  
長野市北石堂町1177-3  
TEL 026(236)2040  
FAX 026(224)6121  
E-mail  
shinetsu@agrnews.co.jp

新潟駐在  
新潟市中央区東中通1-189-3  
TEL 025(224)4611  
FAX 025(378)4977  
E-mail  
niigata@agrnews.co.jp

長野中央会  
長野市北石堂町1177-3  
TEL 026(236)2030  
FAX 026(224)6121



長野県茅野市などで信州農家はライスセンターを設立し、29日に

## 長野県茅野市の「信州農家」 ライスセンター竣工 単独所有で全国トップ級

竣工(しゅんこう)式を開いた。1回で最大6ト乾燥できる遠赤外線乾燥機10台を導入。法人が単独で所有するライスセンターでは、全国トップクラスの規模という。今秋の収穫分から使う。

ライスセンターは生もみを1日最大60ト、面積にして7畝分の処理能力を備える。乾燥機が10台あるため、圃場(ほじょう)や栽培方法、生産者ごとに乾燥できる。

施工したヤンマーグリーンシステムによるJAを除けば国内最大規模で、総工費は4億3000万円。1億8000万円は、国の強い農業・担い手づくり総合支援交付金を活用した。

竣工式には後藤茂之経済再生担当相や、JA信州諏訪の小平淳組合長、生産者など約80人が出席した。

同社の立石啓二代表は「高齢化などで今後、請け負う農地は増えることが予想される。そのため、5年かけてライスセンターを準備してきた。海外への販路開拓も進めたい」と力を込めた。

小平組合長は「地域農業振興、農地を守るという思いはJAも信州農家も同じだ。同社には農地の請け負いの面で活躍を期待したい」と話した。

### 注職及 いの古の会志

大町	☀️	33度	19度
松本	☀️	10	20 20
軽井沢	☀️	37度	22度
諏訪	☀️	10	20 20
飯田	☀️	30度	18度
	☀️	10	20 20
	☀️	35度	22度
	☀️	10	20 20
	☀️	36度	22度



生息する生物について説明する久保田さん(長野県松川町で同町提供)

### 有機農業普及へ 農地の生物調査

長野県松川町は有機農業に取り組む農地周辺で生物を調査し、生物多様性を評価している。7月上旬には町立松川中央小学校の2年生91人が参加し、米「コシヒカリ」を栽培する水田で、有機農業と慣行栽培で生息している生物や植物の観察した。食育活動の意味も込められる。

新潟肉豚  
平均価格  
(7月23日~7月29日)  
**1kg 640円**  
(JA全農にいがた)

有機農業普及への情報発信が目的で、2022年に続き、環境アセスメントセンター北信越支社の職員が指導した。図鑑と照らし合わせて確認しながら「オモタカ」や「クログワイ」などの雑草や「ホウネンエビ」、ゲンゴロウなどの生物を採集した。

町は「オーガニックビレッツ宣言」への参加など、有機農業の産地づくりを進めている。一環として、学校給食などに食材を供給する「ゆうき給食」と「隊」の久保田純治郎会長が無農薬栽培について説明した。

児童は久保田さんの畑(10畝)で、大豆「つぶほまれ」の種をまいた。収穫後は自分たちが育てた大豆を使ったみそを造る。

**栄養価が高く、臭みが少ない健康食の「熟成黒にんにく」**

**ご自宅で簡単に、大容量で1度にたくさん作れる!**

通常では約1ヵ月ほどの発酵時間がかかるころ、本品ではご自宅で6~12日間と短時間で簡単に作れます!作り方は簡単3ステップ、専用カゴにのせる→本体にセット→ボタンを押すだけ。全面ヒーターでムラなく発酵 約19日後仕上げて便利な乾燥

**座るだけで正しい**

背伸びでストレッチ!

松川町 728-0001 0265-347066  
 〒99-3303 福島県下柳郡 松川町大島3720

ゆうぎ給食づくり隊は、CPPフランスの講師をお迎えし、研修会を開催します

2009年に発足した団体で、2023年、その北郷で初めての手作り、地産産オーガニック給食を直販フランス秋の100%オーガニック産産を立地中学校や給食センターなどから直販しました。また、フランス各地で有機産産団体に依頼して、地元産オーガニック産産を6,000kgの有機産産が井田田産産で生産する産産産産と、産産産産と、産産産産を産産産産します。

**講師紹介**



たんだん  
代表理事



たんだん  
代表理事



たんだん  
代表理事



たんだん  
代表理事

※写真は公開コースのみ

- タイムスケジュール**
- 8:15 中央公民館えみりあ集合
  - 8:30-9:30 ゆうぎ給食とどげ隊の園場見学
  - 9:30-10:00 フランス栄養士、調理師による「食からつながる、オーガニックとはなにか?」
  - 10:00-12:00 調理実習
  - 12:00-13:00 昼食、意見交換

- ※フアンシリテーションCPPフランス+だんだん
- 13:00-15:00 松川町の給食ってどんな給食? (司会だんだん&CPP)
  - 15:00-15:30 松川町ゆうぎ給食づくりたい宣言 (ゆうぎ給食づくり隊 プレゼンテーション、記念撮影)
  - 15:30-16:00 懇談・交流会

**調理員さん・栄養士さん・一般参加者募集中**

※各コースお申し込み要領が異なりますので、ご注意ください

**調理コース** 8:30-16:00

お申し込み 担当 木下

1,000円

100000446km@tmtkcd.jp

お申し込み担当 宮島

500円 松川町交流センター

お申し込み担当 みらい

500円 TEL.0265-34-7066

後援：松川町  
 協力：ゆうぎ給食とどげ隊 地産地消コーデイネーター 富永由三子



# オーガニック給食を 給食現場から進める研修会

「研修会は、地産食材を子どもたちへ繋ぐキーマンであるフランスと日本の給食関係者を繋ぎ、地産産率とオーガニック農産物の学校給食への導入率を高めることを目標とします。保育園、こども園、幼稚園及び小中学校の栄養士とスクールシェフ、給食センター関係者、委託業者などを対象に、地域の方と学校給食関係者、農、流通の理解を深め協力し、地産産有機食材、伝統的製法の調味料を使用、学校給食にすぐに活かすことができる調理実習と研修会です。

**だんだん**  
 (CPPジャパン)

オーガニック給食を進めるために給食関係者と  
 連携する団体です。地産産の産産物、  
 オーガニック産産物、伝統的調味料を産産に  
 取り入れるお手伝いをします。

有機産産団体や行政とともにフランス各地で  
 100%オーガニック給食を公立中学校や給食センターなど  
 数所で実現した、栄養士と調理員が中心の団体です。  
 これまでの経験とノウハウを日本で共有したいと  
 集まった有志と全国を回ります。

最新情報はWebからチェック!  
 だんだん オーガニック給食

研修会の  
 お申し込みは  
 コチラから

本研修会はベトナム環境助成金のプログラムの支援により開催します。 patagonia

開催期間  
 2023年7月20日～8月12日



ハケ岳の地球フェスティバル

# 新しい時代の村づくり

赤ちゃんから  
お年寄りまで

魂が輝く「しあわせ村」をみんなで作ろう！



体にやさしいお弁当も販売！

日 時 2023年 8月13日 SUN  
10:00 開演 - 16:00 終演

会場 アルソア女神の森 大ホール  
〒408-0044 山梨県北杜市小淵沢町1578

料金 参加無料 ※トクショー制  
お弁当は 数に限りがございます  
お弁当1個 1,500円  
普通食・ウィーガン食の2種類をご用意

お申込みはQRコードから  
イベントに関するお問い合わせ  
グランドマザー事務局  
TEL : 080-2937-8824  
MAIL : 369gifted@gmail.com



協賛団体 アースデイ/JAPAN LILMAね / ママのエンジェルズTEAM2600万  
主催：一般社団法人グランド・マザー 共同主催：やつは株式会社

## フォーラム登壇者・プログラム

### 第1幕 地球が喜ぶ「衣・食・住」



瀬平 泰平  
糸を紡ぐ衣の世界

株式会社やつは代表取締役、100年歴史ある繊維の町生まれ。「仕事着」を個人と企業へ普及させるため、やつは株式会社を設立。持続可能な社会づくりを目指す。月間100万アクセスのWEBサイト「天下無雙」ブログを執筆している。



吉田 俊道  
地球はみんなの笑顔な世界

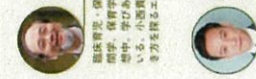
赤ちゃんから一ひげまで、地域経済の発展を良き良きとし、旅行を満喫、有難い人として感謝。住む世界の発展に「大地と人の心」を結ぶ。結成し九州を旅するに生かすカサカサ元気な旅をつくり出す。旅つくりの活動を執筆している。



国光 美佳  
ミネラルが輝く！こどもたちの心

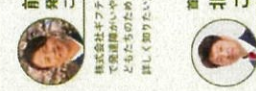
赤ちゃんとママのアドバイザー。育児雑誌に「ミネラルが輝く！こどもたちの心」連載中。「ミネラルが輝く！こどもたちの心」連載中。ミネラルが輝く！こどもたちの心。ミネラルが輝く！こどもたちの心。

### 第2幕 繋がる幸せ



瀬平 泰平  
糸を紡ぐ環境と食

株式会社やつは代表取締役、100年歴史ある繊維の町生まれ。「仕事着」を個人と企業へ普及させるため、やつは株式会社を設立。持続可能な社会づくりを目指す。月間100万アクセスのWEBサイト「天下無雙」ブログを執筆している。



吉田 俊道  
地球はみんなの笑顔な世界

赤ちゃんから一ひげまで、地域経済の発展を良き良きとし、旅行を満喫、有難い人として感謝。住む世界の発展に「大地と人の心」を結ぶ。結成し九州を旅するに生かすカサカサ元気な旅をつくり出す。旅つくりの活動を執筆している。



国光 美佳  
ミネラルが輝く！こどもたちの心

赤ちゃんとママのアドバイザー。育児雑誌に「ミネラルが輝く！こどもたちの心」連載中。「ミネラルが輝く！こどもたちの心」連載中。ミネラルが輝く！こどもたちの心。ミネラルが輝く！こどもたちの心。

### 和太鼓演奏も！



オーブニング演奏  
GOCOO (ゴクウ)

特別に編まれた夏祭りの和太鼓演奏。和太鼓演奏も！



司会進行  
萩原 彩子

子育て中に「夏は命なり」に気づき、分子栄養学を学び、食育コンシェルジュとして、知育・食育のリーダー。「食育」は生き方、子育てに最大の大切さを伝えている。

### こちらも注目！

#### ハケ岳イベント情報

2023.8.11(金) - 8.12(土) 同日とも 10:00~17:00まで開催！

#### うさと展

手ぬぎ・手染め・草木染！  
自然素材のうさと服の展示販売！  
やつはハケ岳LifeShopの商品も展示販売中です！

#### キブツ/ハケ岳夏祭り2023

映画試写会・講演会  
マルシェ・ワークショップなど  
盛りだくさんの内容でお届けします！お楽しみに！

〒408-1501 山梨県北杜市大泉町西井出5606 (リトリートドームOR)

〒408-1502 山梨県北杜市大泉町谷戸5618 (キブツハウス)

